

公開

令和6年度  
東京都信用保証補助審査会

令和7年2月7日（金曜日）

東京都産業労働局

## 令和6年度東京都信用保証補助審査会

### 1 日時及び場所

令和7年2月7日（金曜日） 9時57分～11時18分

東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

### 2 出欠

出席 松田二郎会長 上田令子委員

しのはらりか委員 中澤さゆり委員

成清梨沙子委員 服部津貴子委員

三宅しげき委員 山口拓委員

渡辺由佳委員

欠席

矢田部裕文委員

### 3 会議次第

1 開会

2 挨拶 東京都産業労働局次長 安部典子

3 審査 「東京信用保証協会の保証債務履行損失補助に係る令和6年度  
補助金の使途について」

4 答申

5 閉会

9時57分開会

○川崎金融課長 定刻より少し早いですけれども、皆様お揃いでございますので始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから令和6年度東京都信用保証補助審査会を開会いたします。

私は、本日の司会進行を担当させていただきます金融課長の川崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。

お手元には議事次第、席次表、東京都知事からの諮問文の写しをお配りしております。ほかに、制度の概要などをまとめました総括資料につきましては、卓上のタブレット端末を御覧いただきたいと思っております。

タブレット端末につきましては、説明に合わせまして事務局で操作し、資料を表示いたします。画面の右上にございます非同期ボタンを押すことで御自身でも操作いただけます。その後、同期に戻すことで説明している部分の資料に戻りますので、適宜御活用いただければと思います。

また、お手元のマイクでございますけれども、こちら事務局で操作させていただきます。御発言の際にはランプが赤色になっていることを御確認の上、御発言いただければと考えてございます。

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元のタブレット端末に表示されました総括資料の1ページにございます委員名簿を御覧いただければと思います。

50音順にて御紹介させていただきます。

まず、上田令子委員でございます。

○上田委員 よろしくお願いたします。

○川崎金融課長 したのはらりか委員でございます。

○したのはら委員 よろしくお願いたします。

○川崎金融課長 中澤さゆり委員でございます。

○中澤委員 よろしくお願いたします。

○川崎金融課長 成清梨沙子委員でございます。

○成清委員 よろしくお願いたします。

- 川崎金融課長 服部津貴子委員でございます。
- 服部委員 よろしくお願いいたします。
- 川崎金融課長 松田二郎委員でございます。
- 松田委員 よろしくお願ひします。
- 川崎金融課長 三宅しげき委員でございます。
- 三宅委員 よろしくお願ひします。
- 川崎金融課長 山口拓委員でございます。
- 山口委員 よろしくお願いいたします。
- 川崎金融課長 渡辺由佳委員でございます。
- 渡辺委員 よろしくお願いいたします。
- 川崎金融課長 なお、矢田部委員におかれましては、本日、所用により御欠席となっております。

続きまして、東京都側でございます。

産業労働局次長の安部でございます。

- 安部産業労働局次長 よろしくお願いいたします。
- 川崎金融課長 次に、本審査会の事務局を務めます金融部長の原でございます。
- 原金融部長 よろしくお願いいたします。
- 川崎金融課長 融資制度・債権管理担当課長の中田でございます。
- 中田融資制度・債権管理担当課長 よろしくお願いいたします。
- 川崎金融課長 次に、本審査会の定足数でございます。

総括資料の2ページにございます東京都信用保証補助審査会条例第7条第1項の規定によりまして、定足数は委員の半数以上となっております。

本日は、委員10名中9名に御出席をいただいておりますので、本審査会が成立しておりますことを御報告させていただきます。

続きまして、本審査会の公開の範囲について御説明申し上げます。

本審査会における債務者別説明及びこれに関わる質疑応答の部分につきましては、事業主等に係る個人情報や個別企業の事業に関する情報を含みますため、総括資料の3ページにございます東京都信用保証補助審査会運営要綱第5の規定に基づきまして非公開とし、それ以外につきましては公開といたします。

議事録及び資料につきましても同様の取扱いといたします。

なお、議事録の正確性を期するため速記を入れてございますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様が昨年10月23日から委員に御就任いただいて以降、初めて開催される審査会となります。このため、審査に入ります前に会長の選任を行いたいと存じます。

東京都信用保証補助審査会条例第5条の規定によりまして、会長は委員の互選により選任することとなっております。御提案がございましたらお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

御発言の際は、挙手をお願いいたします。

中澤委員、お願いします。

○中澤委員 会長につきましては、東京都中小企業団体中央会で副会長を務め、中小企業の経営実態について高い見識を持っていらっしゃる松田委員がふさわしいと考えますが、いかがでしょうか。

○川崎金融課長 ただいま中澤委員より、松田委員を会長に推薦する旨の御提案がございました。皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川崎金融課長 ありがとうございます。

それでは、会長につきましては松田委員にお願いしたいと存じます。

松田会長、大変恐れ入りますが、会長席へお移り願います。

(松田会長、会長席に着席)

○川崎金融課長 これから先の進行につきましては松田会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、会長より一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○松田会長 松田でございます。改めまして、どうぞよろしく申し上げます。

僭越ではございますが、会長として御指名をいただきましたので務めさせていただきます。東京都中小企業団体中央会で副会長をしております。

私ども東京都中小企業団体中央会でございますが、傘下に1,700弱の団体、協同組合などがおりまして、傘下の中小企業、東京で大体27万社が参加しております。組織化ですとか東京都からの様々な支援策などを団体として組織的に周知しながら、中小企業の力をつけていこう、振興を図っていこうということで、日々、様々な事業を展開しているところでございます。

とりわけ経営にとっては資金が重要でございまして、その中でもこのような制度融資の審査

会については非常に重要視している分野の1つでもございますので、私としても一生懸命に務めさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、会長代理と議事録署名人の指名をさせていただきたいと存じます。

東京都信用保証補助審査会条例第5条の規定により、あらかじめ会長代理を指名することになっております。この件につきましては、東京における中核的な中小企業支援機関であります東京都商工会連合会の専務理事であり、中小企業支援に造詣が深い渡辺委員を御指名申し上げたいと思っております。

また、東京都信用保証補助審査会運営要綱第6の規定に従いまして、議事録には会長及び会長の指名する委員が署名することになっております。これにつきましても渡辺委員にお願いしたいと思います。

2つともすみません、よろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付しております東京都知事からの諮問文の写しを御覧いただきたいと思います。

本日の審査会ではありますが、東京都信用保証補助審査会条例第2条の規定に基づきまして、東京信用保証協会に対し都が交付する補助金の使途について御審査いただくものでございます。

審査に入ります前に、安部産業労働局次長から御挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○安部産業労働局次長 皆様おはようございます。産業労働局次長の安部と申します。

今年度の東京都信用保証補助審査会の開会に当たり、本来ならば局長の田中が御挨拶申し上げるところでございますが、公務により本日は欠席させていただいておりますので、私のほうから一言御挨拶させていただければと思います。

申し訳ありませんが、座って御挨拶させていただきます。

本日は大変お忙しい中、本審査会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃から都の産業労働行政に対し格別の御理解と御支援を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

現下の中小企業を取り巻く状況を見ますと、景気が緩やかな回復基調にあると言われておりますが、足元では倒産件数が増加しているなど、依然として予断を許さないものがあると考えております。また、エネルギーや原材料価格の高騰にも引き続き注視が必要であると考えておりまして、先行きが見通しにくい状況であると思っております。

こうした中、東京の経済を確かなものとしていくためには、産業構造の変化などを的確に捉えて、中小企業における競争力の強化をはじめDXやGXの推進、雇用環境の整備や女性の活躍推進など、中小企業の成長につながる様々な取組を後押しすることが求められております。

都といたしましても、金融支援の中核を担う東京都制度融資において一層きめ細やかな支援を行うため、感染症融資の借り換えや緊急的な資金需要に対する融資メニューとともに、東京信用保証協会が事務局となり、事業者の抜本的な経営改善と資金繰りを支援する融資メニューを拡充するなど、中小企業の経営状況に応じた金融支援の強化を図っております。

また、DXやGX、働き方改革などに取り組む中小企業向けの融資メニューや創業融資など、新たな挑戦についてももしっかり後押しをしております。

本日の審査会でございますが、東京都制度融資に関連して東京信用保証協会が行いました金融機関への代位弁済に対し、令和6年度に都が交付を予定している補助金について御審査をいただくものとなっております。具体的な内容は後ほど御説明させていただきますが、本補助制度は東京信用保証協会の積極的な保証を促し、中小企業金融の円滑化を図るためのものとして大変重要な役割を果たしているものでございます。

審査会におきましては、様々な見地から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

最後に、委員の皆様には今後とも都の中小企業金融施策に御指導と御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○松田会長 ありがとうございます。

安部次長は次の公務の御都合がございまして、残念ですが、ここで退席ということでございます。ありがとうございます。

○安部産業労働局次長 どうぞよろしくお願いいたします。

(安部産業労働局次長 退席)

○松田会長 それでは、これから審査に入りたいと思います。

まず、本日の総括的な事項につきまして原金融部長から説明をお願いいたします。

○原金融部長 金融部長の原でございます。

委員の皆様には日頃より都の金融施策に対しまして格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

私からは、制度の概要や本日の審査につきまして総括的に御説明いたします。

着座にて御説明させていただきます。

それでは、タブレットを御覧ください。

5ページが出ていますと思いますが、まず初めに、「東京都中小企業制度融資の概要」について御説明いたします。

制度融資は、中小企業信用保険法に基づきまして、中小企業の信用力を補完し、エネルギーや原材料価格の高騰などにより業況が厳しい企業の経営の安定化を図るとともに、新たな事業展開に向けた後押しを図るため、都内中小企業に対する金融機関からの資金の流れを円滑にするセーフティネットとして極めて重要な役割を担っている制度でございます。

図を御覧ください。

この制度融資は、東京都と東京信用保証協会、そして金融機関の3者が協調して資金を供給する制度でございます。

それぞれの役割ですが、保証協会は、中小企業が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証いたします。金融機関は、都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。万が一、借入をした中小企業が債務不履行となってしまった場合には、保証協会は中小企業に代わり、金融機関に債務を弁済することになっております。

都は、金融機関に対する貸付原資の預託や中小企業が保証協会に対して支払う信用保証料の補助を行うとともに、保証協会に対して、保証債務の履行によって生じた損失の一部を補助することによって、中小企業の負担軽減や円滑な資金調達を図っております。その中でも保証債務履行補助は、保証協会が中小企業に代わり金融機関に債務を弁済した金額の一部について、都が補助金を交付することで、保証協会の積極的な保証を促すための支援でございます。

本日の審査会におきましては、令和6年度に保証協会に対し都が交付を予定しておりますこの保証債務履行補助金の公正性、妥当性につきまして審査をお願いするものでございます。

次に、「保証債務履行補助事業のスキーム」でございます。

本スキームは、補助金交付の時期の違いによりまして、償却時に補助を行う方式と代位弁済時に補助を行う方式の2つがございます。今年度は償却時に補助を行うものが全体の99.9%を占めておりますので、左側の図により御説明いたします。

まず、中小企業が返済不能となるなど債務不履行となった場合、保証協会が金融機関に代位弁済をして、保証協会は中小企業に対する求償権を取得いたします。また、取得した求償権の一部は、中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫から保険金を受け取ります。

保証協会は中小企業に対して督促、回収を続けますが、債務者が破産や民事再生などの法的な手続を実施した場合や死亡、失踪等により回収不能となった場合、あるいは保証債務の履行

後5年が経過した場合などに求償権を償却いたします。

これを受けまして、都は日本政策金融公庫からの保険金で補填されなかった部分の一部について、保証協会に補助金を交付いたします。都におきましては公金支出の抑制を図るため、原則として保証協会に回収努力を求めまして、求償権の償却時に補助をする方法を採用しております。

なお、下段の欄外※にございますとおり、保証協会は、都からの補助金受領後に回収金を得た場合には、都と日本政策金融公庫に対して、その負担割合に応じた額を返納することとなっております。

次に、「東京信用保証協会事業概況表」を御覧ください。

保証申込、保証承諾、保証債務残高、代位弁済、回収について、平成27年度からの推移をお示ししております。

まず、表頭の左から2番目「保証承諾」の欄を御覧ください。

平成30年度までは1兆1,000億円前後で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、令和元年度末から保証承諾額が増加し、令和2年度は約6兆3,000億円となっております。なお、この令和2年度の保証承諾額のうち、いわゆるゼロゼロ融資などの新型コロナウイルス感染症対応融資は約5兆6,000億円ございました。

令和3年度以降は、保証承諾額は、おおむね令和元年度以前の水準となっております。

保証協会におきましては個々の保証審査について、返済能力の審査にとどまらず、経営者の事業への取組姿勢や経営能力などの人物把握にも努め、事業者の総合的な信用力に重点を置いて保証承諾をしております。

次に、「代位弁済」でございます。

コロナ禍においては国や都による各種の支援策などが講じられたため、代位弁済額が低下しておりましたが、令和4年度以降は都内の倒産件数の増加に伴い、代位弁済は前年比で増加に転じております。

一番右側の欄、「回収」でございますが、保証協会は、都からの補助金受領後も中小企業からの回収を行っております。そのため、過年度に補助金を受領した分の回収額も含んだ金額となっております。

次に、「令和6年度保証債務履行補助 補助金交付申請状況表」を御覧ください。

本日の審査に係る補助金交付申請の件数、金額をまとめたものでございます。

代位弁済から回収金額を控除したものが求償権残高になります。この求償権残高から日本政

策金融公庫などから補填される保険金等を差し引いたものが、一番右の「令和6年度補助金交付申請」となります。右側最下段にありますように合計は3,639件、39億7,106万4,000円でございます。この補助金の交付申請について御審査をお願いするものでございます。

次に、「東京都信用保証補助審査会に係る事前調査実施要領」を御覧ください。

本審査会に先立ちまして、補助対象案件について私ども金融部職員及び外部専門家による事前調査を実施しておりますが、その調査の対象や実施方法を定めたものでございます。この事前調査につきましては、過去の本審査会における御意見のほか法律及び会計の専門家の御意見などを参考としまして、この要領に基づき行っております。

次に、「令和6年度 補助対象案件の調査状況」により具体的に御説明いたします。

本年度、調査対象となる案件は、先ほどの繰り返しになりますが、全部で1,946債務者、3,639件、39億7,106万4,000円でございます。

まず、①東京都職員による調査で、これら全ての案件につきまして、補助金交付の対象として適合するか昨年6月から12月にかけて調査を行いました。

具体的には「調査項目」の欄にありますように、補助対象となる制度融資であるか、保証協会が信用保証協会法に基づき作成しております業務方法書に従い債務の保証をしているか、日本政策金融公庫の保険金の補填があるか、また、補助金の金額算定に誤りがないかなどでございます。また、案件に応じまして、保証状況、代位弁済状況、求償権の管理状況についてもそれぞれ確認しております。

次に、②専門家による調査でございます。

調査の客観性、専門性を確保するために、弁護士会及び公認会計士協会からそれぞれ御推薦をいただいた中小企業金融に精通された弁護士及び公認会計士の方々により、昨年8月から12月にかけて4人体制で調査を行いました。

まず調査対象ですが、保証直後に代位弁済されているものや補助金額が高額であるものなど先ほど御説明した事前調査実施要領に該当するものに加えて、無作為に抽出しました案件を合わせた80債務者317件を選定いたしました。

その調査方法ですが、外部専門家は資料に基づく書面調査を行いまして、その中で疑問点等について保証協会に対し文書照会を行い、回答を得ております。この書面調査の結果を踏まえ、さらに詳細に聞き取る必要があるとされた案件につきましては、保証協会の各部門の実務責任者に対する対面調査を実施しております。

次に、③本日の審査会でございますが、これから御説明させていただきます個別の債務者の

案件は、専門家による調査が行われたものの中から、補助金の使途の公正性、妥当性を御審査いただく観点から特に委員の皆様にご説明すべき案件として専門家が選定した25債務者、111件でございます。

以上、総括的な説明を終了させていただきます。

委員の皆様には、令和6年度の補助金の使途につきまして御審査の上、答申をいただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

○松田会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたとおり審査を進めていきたいと思っております。

審査に当たりましては、東京都信用保証補助審査会運営要綱第2の規定によりますと「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を述べ、又は説明を行うよう求めることができる。」とあります。

これから事務局が説明する内容には保証協会の実務に関わる内容が含まれております。したがって、信用保証協会の役職員を出席させまして、必要に応じて説明を求めたいと思っております。

また、事務局から説明がありましたとおり、債務者別説明とこれに関わる質疑応答については、事業主などに係る個人情報、個別企業の事業に関する情報を含むため、非公開といたします。

(債務者別の説明のため非公開)

○松田会長 ここまで審査を進めてまいりました。御協力ありがとうございました。

これより答申につきましてお諮りいたします。

令和7年1月29日付で東京都知事から諮問のございました東京信用保証協会の保証債務履行に対し都が交付する補助金の使途につきまして、審査会としては「妥当と認める」という答申にいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように答申することを決定いたします。

答申文につきましては、会長であります私に一任とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

それでは、事務局を通しまして速やかに東京都知事に提出いたします。

委員の皆様方におかれましては、長時間熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の審査会を閉会といたします。

ありがとうございました。

11時18分閉会